

一般事業主行動計画

■浩治会の方針を職員に周知すると同時に、育児・介護に直面しても働けるイメージを持ってもらえるよう、育児・介護休業が取得しやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1.【計画期間】 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2.【目 標】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく諸制度の導入・周知に努めます。

3.【内 容】

平成28年4月～ 育児・介護休業の対象者の見直し導入

平成28年4月～ 育児のための所定外労働の制限の導入

平成28年4月～ 育児・介護のための勤務時間短縮の措置の見直し導入

平成28年4月～ 子の看護休暇の見直し、介護休暇の導入

平成28年4月～ 法人共有のネット環境・ホームページを利用し周知を図る

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

- 女性職員が出産後も働き続けられるよう、また将来出産を迎える職員にも出産後継続して働けるイメージを持ってもらえるよう、育児休業が取得しやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 【計画期間】 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2. 【目 標】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知に努めます。

3. 【内 容】

平成 23 年 4 月～ 育児休業中は、代替要員として契約社員、アルバイト、派遣社員等を雇用することを制度化する

平成 23 年 4 月～ 就業規則に、休業後は原職または原職相当職に復帰させることを明記する

平成 23 年 4 月～ 育児休業取得予定者が出た場合、安心して育児休業に入ってもらえるよう、代替要員を早めに雇い入れ、引継ぎ業務をスムーズに完了させる

平成 23 年 4 月～ イン트라ネット・ホームページを利用し周知する